(趣旨)

- 第1条 この訓令は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2 第3項及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条第6項 の規定に基づき、既存の木造住宅が現行の耐震基準に適合する耐震改修を行 ったことを証する証明書の発行事務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による建築物(これらの構法又は工法を含む立体的な混構造については、当該構法又は工法の部分に限る。)をいう。
 - (2) 現行の耐震基準 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」をいう。)
 - (3) 耐震改修工事 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点又は精密診断法 (時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点が1.0 未満であったものについて当該評点を1.0以上にし、かつ、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強する工事であって、次号の耐震診断技術者の設計及び監理に係るものをいう。
 - (4) 耐震診断技術者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規 定に基づき、登録された建築士事務所に所属する鹿児島県木造住宅耐震技 術講習会受講修了者名簿に登録された者をいう。
 - (5) 住宅耐震改修費用 住宅耐震改修に要した費用をいう。ただし、住宅 耐震改修と直接関係がない部分の改修等に要した費用は、含まないものと する。
- 2 耐震改修工事が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」という。)の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3である場合には、前項第2号に該当するとみなす。

(証明対象住宅)

第3条 証明の対象となる既存の木造住宅は、別表第1に掲げる証明の種類ごとにそれぞれ右欄に定める要件に該当するものとする。

(証明の申請)

- 第4条 証明の申請をしようとする者は、租税特別措置法第41条の19の2第3項の規定に基づく証明(以下「住宅耐震改修証明」という。)にあっては、様式第1号を、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明(以下「固定資産税減額証明」という。)にあっては、様式第2号を、別表第2に掲げる証明の種類ごとにそれぞれ定める書類を添付の上、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請書の提出にあっては、正本1通及び副本1通を提出 しなければならない。
- 3 第1項の添付書類について、姶良市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱 (平成 年姶良市告示第 号)第13条に規定する姶良市木造住宅耐震改 修工事補助金確定通知書の写しを添付した場合は、別表第2第1項から第11 項までに定める書類の添付は要しないものとする。
- 4 住宅耐震改修証明及び固定資産税減額証明について併せて申請を行う場合は、住宅耐震改修証明については、様式第1号に必要書類を添え、固定資産税減額証明については、必要書類を省略し様式第2号のみで申請をすることができる。

(証明の発行)

- 第5条 市長は、前条の申請を受理し、提出書類により別表第1に掲げる要件 に適合することが確認できたときは、当該申請者に住宅耐震改修証明書(様 式第1号)又は固定資産税減額証明書(様式第2号)を発行するものとする。
 - (証明手数料)
- 第6条 証明書発行に伴う手数料は、既存の木造住宅の耐震改修を促進するため、始良市手数料条例(平成22年姶良市条例第86号)第6条第7号の規定により免除する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

- この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- この訓令は、平成29年4月7日から施行する。

別表第1 (第3条、第5条関係)

租税特別措置法第41条の 19の2第3項の規定に基 づく証明(住宅耐震改修 証明)

- 租税特別措置法第41条の (1) 証明の対象となる既存の木造住宅が姶良 19の2第3項の規定に基 市内にあること。
 - (2) 証明を受けようとする者が自ら居住の用に供しているものであること。
 - (3) 昭和56年5月31日以前に着工されたもので、現行の耐震基準に適合しないものであること。
 - (4) 平成21年1月1日から平成33年12月31日 までの間に、現行の耐震基準に適合する耐震 改修工事が行われたものであること。

地方税法施行規則附則第 7条第6項の規定に基づ く証明(固定資産税減額 証明)

- (1) 証明の対象となる既存の木造住宅が姶良市内にあること。
- (2) 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。
- (3) 平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事が行われたものであること。
- (4) 1 戸当たりの住宅耐震改修費用の額が50 万円超(平成25年3月31日までに契約した工 事については30万円以上)であったものであ ること。

別表第2(第4条関係)

	租税特別措置法第 41 条の	地方税法施行規則附則第7	
	19の2第3項の規定に基づ	条第6項の規定に基づく証	備考
	く証明(住宅耐震改修証明)	明 (固定資産税減額証明)	
1	付近見取図	同左	
2	住民票その他申請者の住		
	所がわかるものの写し		
3	登記簿謄本その他住所の	同左	
	所在地及び所有者の分か		
	るものの写し		
4	建築確認済証その他建築	登記簿謄本その他建物の	
	着工時期のわかるもの	建築された時期のわかる	
		もの	
5	耐震改修工事前の平面図、		
	耐震診断書の写し		
6	住宅耐震改修完了届 (様式	住宅耐震改修完了届 (様式	耐震診断技

	然 5 日)	## 4 II \	生 + . 1 1 1 - L
	(第3号)	第 4 号)	術者が作成
			したものに
			限る。
7	耐震改修工事に関する契	同左	
	約書その他工事の時期が		
	分かるものの写し		
8	住宅耐震改修完了届に記	同左	
	載した耐震診断技術者の		
	 鹿児島県木造住宅耐震診		
	断技術講習会受講修了証		
	及び事務所登録証の写し		
9	耐震改修工事後の平面図、	同左	耐震診断技
	補強計画図及び耐震診断		術者が作成
	書又は住宅性能評価書の		したものに
	写し		限る(住宅性
			能評価書は
			登録住宅性
			能評価機関
			の発行した
			もの)。
10	耐震改修工事の写真	同左	各工事箇所
			について、改
			修前、改修
			中、改修後の
			状況が分か
			るもの
11	住宅耐震改修費用の領収	同左	耐震を目的
	書その他住宅耐震改修費		としない改
	用の額が確認できるもの		修(キッチン
			の改修、壁紙
			の張替え等)
			や増築等の
			費用は除く。
12	その他市長が必要と認め	同左	
	る書類		
	- H /21	<u>l</u>	